

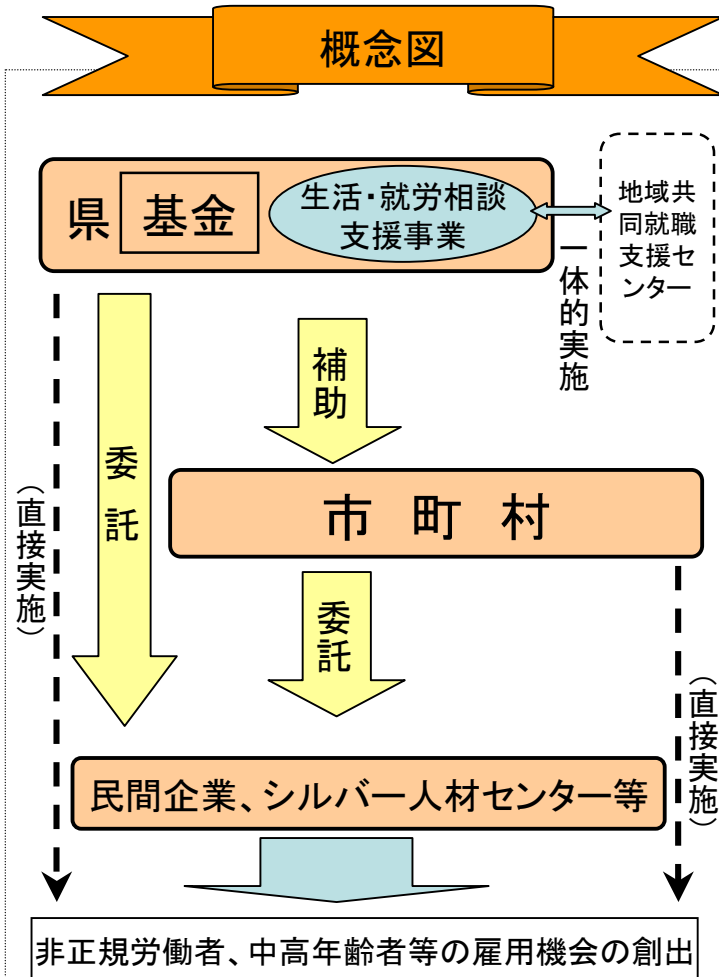
# 緊急雇用創出基金事業

## ◆事業の趣旨

急激な経済情勢の変動により、離職を余儀なくされた非正規労働者や中高年齢者等の生活の安定を図るため、国から新たに交付される緊急雇用創出臨時特例交付金を基に造成した「緊急雇用創出基金」を活用し、県及び市町村が地域の実情に応じた事業を民間委託等により実施することにより、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出する。

(事業実施期間：平成20年度～平成23年度)

## 概念図



## 基金事業の内容

企業の雇用調整等により、解雇や継続雇用の中止による離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の生活の安定を図るため、県及び市町村が民間企業、シルバー人材センター等に事業を委託（直接実施も可）し、非正規労働者、中高年齢者等のための次の雇用へのつなぎの雇用就業機会の創出を行う。

また、国と県の連携事業として、生活・就労相談を実施する。（基金の有効期間：3年以内）

（主な具体的事業）

- 産業振興：起業家育成施設支援事業
- 介護・福祉：一人暮らし老人ヘルパー派遣委託事業
- 観光：観光的森林資源リフレッシュ事業
- 防災・防火：防火安全対策の普及啓発事業 等

（事業の実施要件）

- 事業費に占める人件費割合が概ね7割以上であり、かつ、事業に従事する全労働者に占める新規雇用する失業者の割合が概ね4分の3以上
- 雇用就業期間は6ヶ月未満（介護、福祉、子育て、医療、教育等の重点分野については、更新を1回可能とし、実質1年間）

## 基金の規模・雇用創出効果

○基金造成額 103億円

○雇用創出効果

3年間で約9,500人を見込む。

※年度間配分：H20 1.48億・H21 36億・H22 34億・H23 31.52億円

(H21.7.8現在)